

消食基第31号
令和8年2月13日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

消費 者 庁 次 長
(公印省略)

「食品、添加物等の規格基準の一部改正について（器具及び容器包装に係る用途別規格の整理等に関する取扱い）」の一部改正について

器具・容器包装の規格基準については、ポジティブリスト制度の導入に伴い、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（令和7年内閣府告示第95号。以下「改正告示」という。）によって、用途別規格の一部削除等の改正が行われたところですが、本日、改正告示の経過措置の延長等のため、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示の一部を改正する告示（令和8年内閣府告示第5号）が告示及び施行されました。

これに伴い、改正告示の概要等を記載した「食品、添加物等の規格基準の一部改正について（器具及び容器包装に係る用途別規格の整理等に関する取扱い）」（令和7年5月30日付け消食基第361号消費者庁次長通知）についても、下記のとおり改正しますので、御了知いただくとともに、貴管内関係事業者に対する周知方よろしくお願いします。

記

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
記	記
第1 (略)	第1 (略)
第2 (略)	第2 (略)

<p>第3 施行期日等</p> <p>令和7年6月1日から施行されるものであること。ただし、規格や試験法の変更に係る規定については、令和8年6月1日から施行する。</p> <p>また、令和<u>12</u>年6月1日前に販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用されている器具又は容器包装及びこれと同様のものについては、従前の例によることができるとする。</p> <p><u>ここでいう「これと同様のもの」とは、施行日より前又は経過措置期間中に販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用されている器具又は容器包装に使用されていた物質をその使用されていた範囲内で使用して製造又は輸入された器具又は容器包装をいう。</u></p> <p>なお、施行前から改正後の規格を採用することは差し支えないものとするが、その場合、部分的な変更は行わないこと。例えば、過マンガン酸カリウム消費量試験が本改正により削除されることから、当該規格についてのみの部分的な変更として、当該試験を実施しないこととした上で、総溶出規格については施行前であることから試験を実施しないということは認められない。</p> <p>第4 (略)</p> <p>第5 留意事項</p> <p><u>本通知の第2の7の(1)の②において、別途通知で試験法を定めるとした試験法を用いて、経過措置期間中に各地方</u></p>	<p>第3 施行期日等</p> <p>令和7年6月1日から施行されるものであること。ただし、規格や試験法の変更に係る規定については、令和8年6月1日から施行する。</p> <p>また、令和<u>9</u>年6月1日前に販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用されている器具又は容器包装については、従前の例によることができるとする。</p> <p>なお、施行前から改正後の規格を採用することは差し支えないものとするが、その場合、部分的な変更は行わないこと。例えば、過マンgan酸カリウム消費量試験が本改正により削除されることから、当該規格についてのみの部分的な変更として、当該試験を実施しないこととした上で、総溶出規格については施行前であることから試験を実施しないということは認められない。</p> <p>第4 (略)</p> <p>(新設)</p>
---	---

衛生研究所、検疫所等が規格試験を実施する場合に、「器具及び容器包装に係る規格基準に関する試験法等の取扱いについて」（令和7年5月30日消食基第362号 消費者庁食品衛生基準審査課長通知）に基づく性能評価が未完了である場合には、各試験機関において適切に精度管理等を行うことで差し支えない。

以上